

3 今次の判例変更による懸念事項

一 預貯金がすぐには引き出せない問題

今次の判例変更により、預貯金が、遺産分割の対象財産とされるに至ったことから、被相続人が亡くなった直後から、たちまち遺産分割が成立するまでの間は、預貯金を引き出すことができない、という問題が生じます。

その場合の解決方法としては、今次の判例での次の補足意見が、次のようなメッセージを与えています。

ですから、今後の実務は、この補足意見のように、仮分割の仮処分（家事事件手続法200条2項）等を活用することになると思われます。

大谷剛彦裁判官ほか4名の裁判官の補足意見

従来、預貯金債権は相続開始と同時に当然に各共同相続人に分割され、各共同相続人は、当該債権のうち自己に帰属した分を単独で行使することができるものと解されていたが、多数意見によって遺産分割の対象となるものとされた預貯金債権は、遺産分割までの間、共同相続人全員が共同して行使しなければならないこととなる。そうすると、例えば、共同相続人において被相続人が負っていた債務の弁済をする必要がある、あるいは、被相続人から扶養を受けていた共同相続人の当面の生活費を支出する必要があるなどの事情により被相続人が有していた預貯金を遺産分割前に払い戻す必要があるにもかかわらず、共同相続人全員の同意を得ることができない場合に不都合が生ずるのではないかが問題となり得る。このような場合、現行法の下では、遺産の分割の審判事件を本案とする保全処分として、例えば、特定の共同相続人の急迫の危険を防止するために、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共同相続人に仮に取得させる仮処分（仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項）等を活用することが考えられ、これにより、共同相続人間の実質的公平を確保しつつ、個別的な権利行使の必要性に対応することができるであろう。

もとより、預貯金を払い戻す必要がある場合としてはいくつかの種類があり得るから、それぞれの類型に応じて保全の必要性等保全処分が認められるための要件やその疎明の在り方を検討する必要があるが、今後、家庭裁判所の実務において、その適切な運用に向けた検討が行われることが望まれる。

（筆者注：下線は、筆者が引いたもの。以下の判例引用文も同じ）

なお、今次の判理変更により、今後は、相続開始後預貯金が凍結されることになるため、一部の相続人から当座の必要な資金の払戻しを受けうるような、遺言書の作成の必要も高まるものと思われます。その内容は第2章で解説します。